

児童手当 小学校6年生 まで拡大

所得制限も引き上げ

児童手当の制度が改正され、支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の3月31日)までから小学校6年生(12歳到達後最初の3月31日)までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。



経過措置と申請

今回の制度改正により新たに支給対象となる保護者の方は、平成18年9月29日(金)までに受付したものに限り、特例的に平成18年4月1日にさかのぼって支給されます。ただし、転入した日、所得などにより、申請した日

の翌月からなる場合もありますので、お早めに申請してください。
なお、平成18年10月2日(月)以降に申請された場合は、経過措置はなく申請日の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。



これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様へ

平成16年中または平成17年中の所得額により、受給できない場合がありますので、申請に必要なものは、

- ① 印鑑
 - ② 申請者(児童の父・母または養育者)の健康保険証
 - ③ 申請者名義の預金通帳(郵便局を除く)
- ④ 平成17年1月1日に住所



小学校4年生〜6年生の児童がいる保護者の皆様へ

(平成6年4月2日生まれ〜平成9年4月1日生まれ)

- ① 小学校5年生、6年生の児童がいる保護者のうち弟や妹がいて、現在、児童手当を受給されている保護者の方は、額改定(増額)申請が必要です。申請に必要なものは、印鑑だけです。
- ② 小学校5年生、6年生の児童がいる保護者のうち、現在、児童手当の受給がなく、平成16年中又は平成17年中の所得額が次ページ所得制限額未満の保護者の方は、認定請求(新規)申請が必要です。申請に必要なものは、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

が新庄原市以外の方は平成17年度児童手当所得証明書、平成18年1月1日に住所が新庄原市以外の方は平成17・18年度児童手当所得証明書。

過去に、所得制限により却下・消滅となった方につきましても、今回の所得制限の引き上げにより受給できる場合があります。

と同じです。

受付は随時行っていますが、5月中旬までに申請がされなかった該当年齢の児童がいる保護者の方には5月末に案内と申請書を郵送しています。

- ③ 小学校4年生の児童がいる保護者のうち、平成18年3月まで庄原市で児童手当を受給されている保護者の方は、資格が継続されますので、申請は必要ありません。ただし、6月分以降の支給を判定するため、5月末に郵送した「現況届」を例年どおり提出してください。

児童手当制度とは

〔平成18年4月1日〕

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

②支給月額

第1子……………5,000円
 第2子……………5,000円
 第3子以降…10,000円

③支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、4カ月分をまとめて支給します。

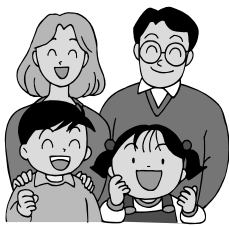
児童手当制度のしくみ

①支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

④所得制限限度額（平成18年4月から）

養育者の平成17年中（平成18年4・5月分の手当）は平成16年中の所得額が下記表の所得限度額未満ならば支給対象となります。



■所得制限限度額表

養育者の税法上の扶養人数	自営業者の所得限度額 (国民年金・年金未加入者)	サラリーマンの所得限度額 (厚生・共済年金加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
以下1人増えるごとに	38万円を加算します	38万円を加算します

所得額は次の方法で計算します。

- 給与所得者は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から8万円を引いた後の額。
- 事業所得者は、確定申告書の所得金額欄の合計額から8万円を引いた後の額。
- さらに、右表の控除額があれば、その控除した後の額が所得額となります。

詳細については、児童福祉課へお問い合わせください。

所得額から控除できるもの	控除額
医療費・雑損・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
寡婦・寡夫控除	27万円
特別寡婦控除	35万円
障害者控除(一人につき)	27万円
特別障害者控除(一人につき)	40万円
老人扶養控除(一人につき)	6万円
老年者控除(平成16年中所得のみ)	50万円

⑤毎年、現況届の提出が必要です
 現在、児童手当を受けている方は、市が5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要事項を記入のうえ、6月中に提出してください。

この現況届の提出がないと、6月分以降の手当は支給されませんので、ご注意ください。

■申請・問い合わせ

児童福祉課又は各支所保健福祉係・福祉係へ申請してください。なお、公務員の方は、勤務先での申請になります。

- 児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192
- 西城支所保健福祉係 ☎0824-82-2202
- 東城支所福祉係 ☎08477-2-5131
- 口和支所保健福祉係 ☎0824-87-2114
- 高野支所保健福祉係 ☎0824-86-2114
- 比和支所保健福祉係 ☎0824-85-3002
- 総領支所保健福祉係 ☎0824-88-3110